

沖縄県立豊見城高等学校

「いじめ防止基本方針」

～いじめのない居心地の良い学校づくりにむけて～



令和6年4月

豊見城高等学校「いじめ防止基本方針」

I. いじめ防止等のための基本的な方向

1 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法】

2 基本的な考え方

- (1) いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。
- (2) 生徒が周囲の友人や教職員と信頼出来る関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。
- (3) いじめへの対応は校長を中心に全職員が一致協力することが重要であり、教員一人が情報を抱え込まず、全職員で対応の在り方について共通理解を図る。

3 「いじめ」の判断

- (1) 「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つ。
- (2) いじめは、「心身の苦痛を感じているもの」と定義するが、多様な態様があることに鑑み、それだけに限定しない。
例① いじめられていても、本人がそれを否定する場合。
例② ネット上で悪口を書き込まれているが、本人が気づいてない場合。
※上記の例に関しても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要。
- (3) けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを判断する。
※見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目する。
- (4) いじめの認知は、学校いじめ対策組織を活用して行う。
※教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応をとる。

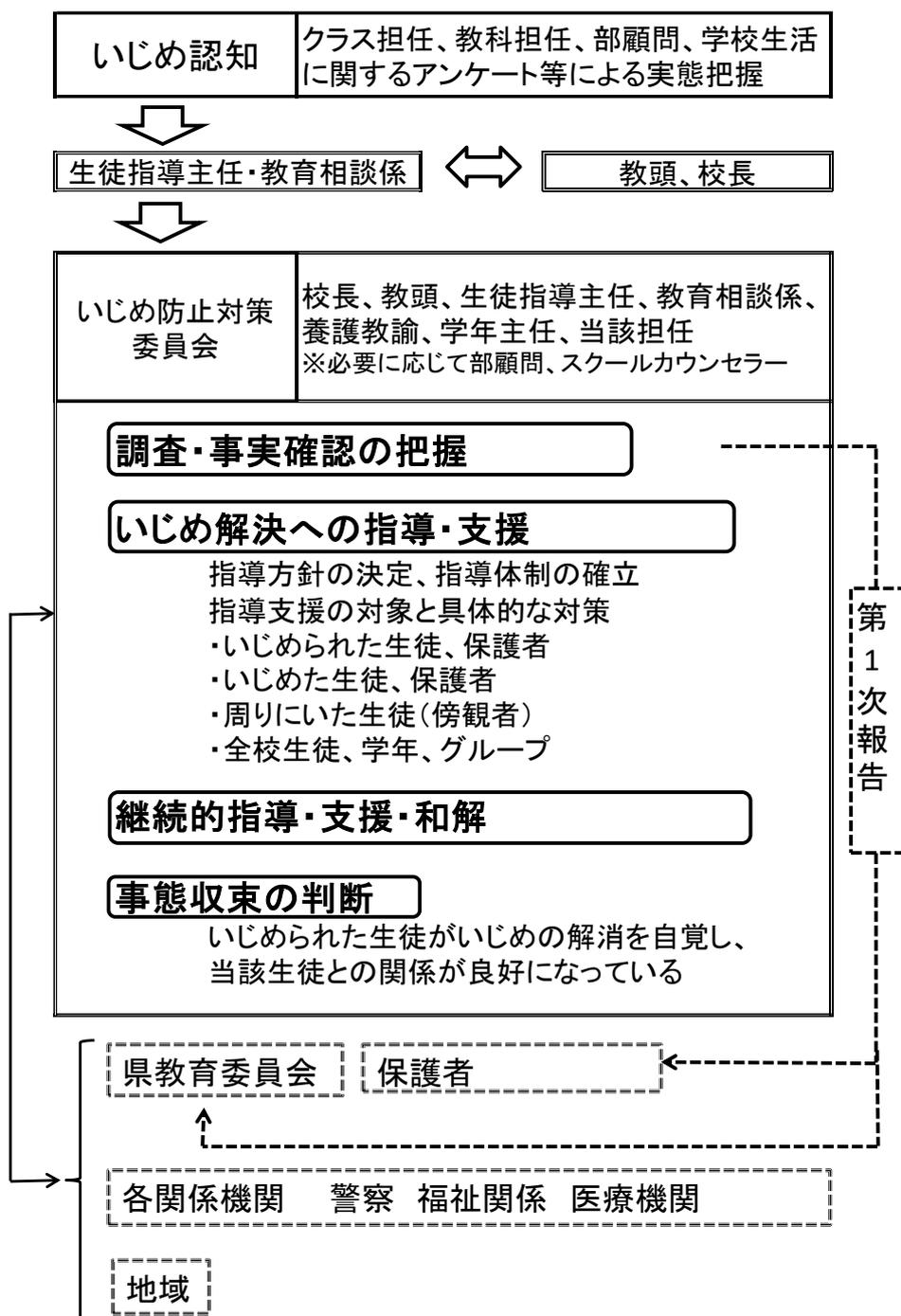
【具体的ないじめの態様（例）】

【ケース 0】	学校対応の目安
<p>①軽微なトラブル ②友人・仲間同士のコミュニケーション不足 ③他人への迷惑行為</p> <p style="text-align: right;">等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するわけではない。例えば、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導する。 ※これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有する。</p> </div>	<p>校内規定に準じ、指導・支援を行う</p>
<p>【ケース 1】</p> <p>①冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 ②プロレスごっこなど嫌な遊びを強要される。 ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 ④ケンカを強要される。 ⑤物を借りて返さない。 ⑥物をぶつけられる。 ⑦いじられ役になる。 ⑧言葉やネットでのからかいを受ける。 ⑨写真をネットに勝手に掲載される。</p> <p style="text-align: right;">等</p>	
<p>【ケース 2】</p> <p>①仲間内で力関係が決まっているかのような状況が周囲からはっきり見える。 ②仲間はずれ、集団による無視をされる。 ③被害者が嫌がっている様子、表情が見られる。 ④窃盗を強要（万引きの見張り役等も含む）される。 ⑤ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 ⑥「死ぬ」「ウザイ」などの言葉・書き込みをされる。 ⑦恥ずかしい姿の写真を撮影し、ネットに掲載される。</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>警察へ「相談・通報」</p>
<p>【ケース 3】</p> <p>①明らかに「遊び」「ふざけ」「ケンカ」の段階を超え、ケガなどを負わされる。 ②金品を隠されたり、壊されたり、捨てられたりする。 ③断れない状況に肉体的・心理的に追い込み、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことを強要される。 ④パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。 ⑤ケース 1 やケース 2 において指導したにもかかわらず、いじめが潜在化し続けていた場合。</p> <p style="text-align: right;">等</p>	
<p>【ケース 4】</p> <p>①治療を要するケガを負わされる。 ②金品の執拗な強要や盗まれたり等がある。 ③身体の危険、命の危険を感じるほどの暴行。</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>警察へ「通報」</p>

※犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

II. 学校におけるいじめ防止等対策のための組織

- 1 学校におけるいじめ防止等の対策のために本校に「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- 2 「いじめ防止対策委員会」は教頭を委員長とし、人権委員会のメンバーのうち校長、教育相談係・養護教諭・生徒指導主任に関係職員（学年主任・学級担任・部活動顧問等）で構成する。
- 3 緊急時の組織的対応



Ⅲ. 学校におけるいじめの防止等に関する措置

1 未然防止のための取り組み

(1) 学級担任・教科担任・学年主任等

- ア 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成する。
- イ 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」の存在によっていじめは成り立つことを理解させ、いじめの傍観者が「仲裁者」や「相談者」に転換するように促す取組をホームルーム活動等において行う。
- ウ 一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりを進め、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
- エ 歓迎・送別球技大会、フィールドワーク、体育祭、文化祭、とみ高パフォーマンス大会、修学旅行等の学校行事を通して、集団への帰属意識を高め、集団における協調性やチームワークを学ばせる。
- オ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。

(2) 生徒指導担当

- ア いじめ問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- イ サイバー犯罪防止講演会等を通して、インターネットの活用マナーについて学び、ネット利用モラルの高揚を図る。
- ウ 警察や児童相談所等の関係機関と日頃から関係づくりに努め、必要に応じて情報交換や連携に取り組む。

(3) 管理職

全校集会などで日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成する。

(4) 教育相談担当

人権講話等を通して自他の人権を尊重する態度を養い、社会の一員として適切かつ円滑な人間関係を築いていくマナーを身につけさせる。

(5) 養護教諭

性に関する特設授業や救急法講習会等、教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

(6) 生徒会担当

いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取り組みを推進する。

(例：生徒会によるいじめの撲滅の宣言や相談箱の設置など)

(7) 部活動顧問

部活動の更なる活性化に努め、集団への帰属意識、自他の個性の尊重、助け合いの精神、チームワークを高める。

2 早期発見のための手立て

(1) 学級担任・教科担任・学年主任・部活動顧問等

ア 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、学年会等で教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

イ 休み時間・放課後の生徒との雑談や個人ノート等を活用し、交友関係や悩みを把握する。

ウ 個人面談や三者面談、家庭訪問の機会を活用し教育相談を行う。

(2) 教育相談担当

ア 学校生活に関するアンケート調査、心理検査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。

イ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。

ウ 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

(3) 生徒指導担当

休み時間や昼休みの校内巡視や放課後の校区内巡回等において、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。

(4) 管理職

学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

(5) 養護教諭

保健室を利用する生徒との雑談などで、その様子に目を配るとともに、いつもと様子が違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

3 発見したいじめに対する対処

(1) 情報を集める

ア 学級担任・教科担任・学年主任・部活動顧問等

(ア) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける)。

(イ) 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合、真摯に傾聴する。

(ウ) 発見・通報を受けた場合、速やかに関係生徒から状況を聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。

(エ) その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。

(オ) いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

イ いじめ防止対策委員会(生徒指導部及び関係職員)

(ア) 教職員、生徒、保護者、その他からいじめの情報を集める。

(イ) その際、得られた情報は確実に記録に残す。

(ウ) 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

(2) 指導・支援体制を組む ※いじめ防止対策委員会(生徒指導部及び関係職員)

ア 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む(学級担任・学年主任、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、管理職などで役割を分担する)。

- (ア) いじめられた児童生徒や、いじめた生徒への対応
 - (イ) その保護者への対応
 - (ウ) 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等
- イ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ。
- ウ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- エ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「いじめ防止対策委員会」でより適切に対応する。

(3) 生徒への指導・支援を行う

※「いじめ防止対策委員会」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

ア いじめられた生徒に対応する教員

- (ア) いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- (イ) いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- (ウ) いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

イ いじめた生徒に対応する教員

- (ア) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- (イ) 必要に応じて、いじめた生徒を別室での指導や出席停止制度の活用など、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- (ウ) いじめた生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合、所轄警察署等とも連携して対応する。
- (エ) いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- (オ) 不満やストレス(交友関係や学習、進路、家庭の悩み等)があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

ウ 学級担任・学年主任・教科担任等

- (ア) 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- (イ) いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- (ウ) はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- (エ) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

エ いじめ防止対策委員会(生徒指導部及び関係職員)

- (ア) 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- (イ) 指導記録等を確実に保存し、生徒の進級や転学に当たって、適切に引き継ぎ

を行う。

(4) 保護者と連携する

ア 学級担任を含む複数の教員

(ア) 家庭訪問(加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応)等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

(イ) いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。

(ウ) 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

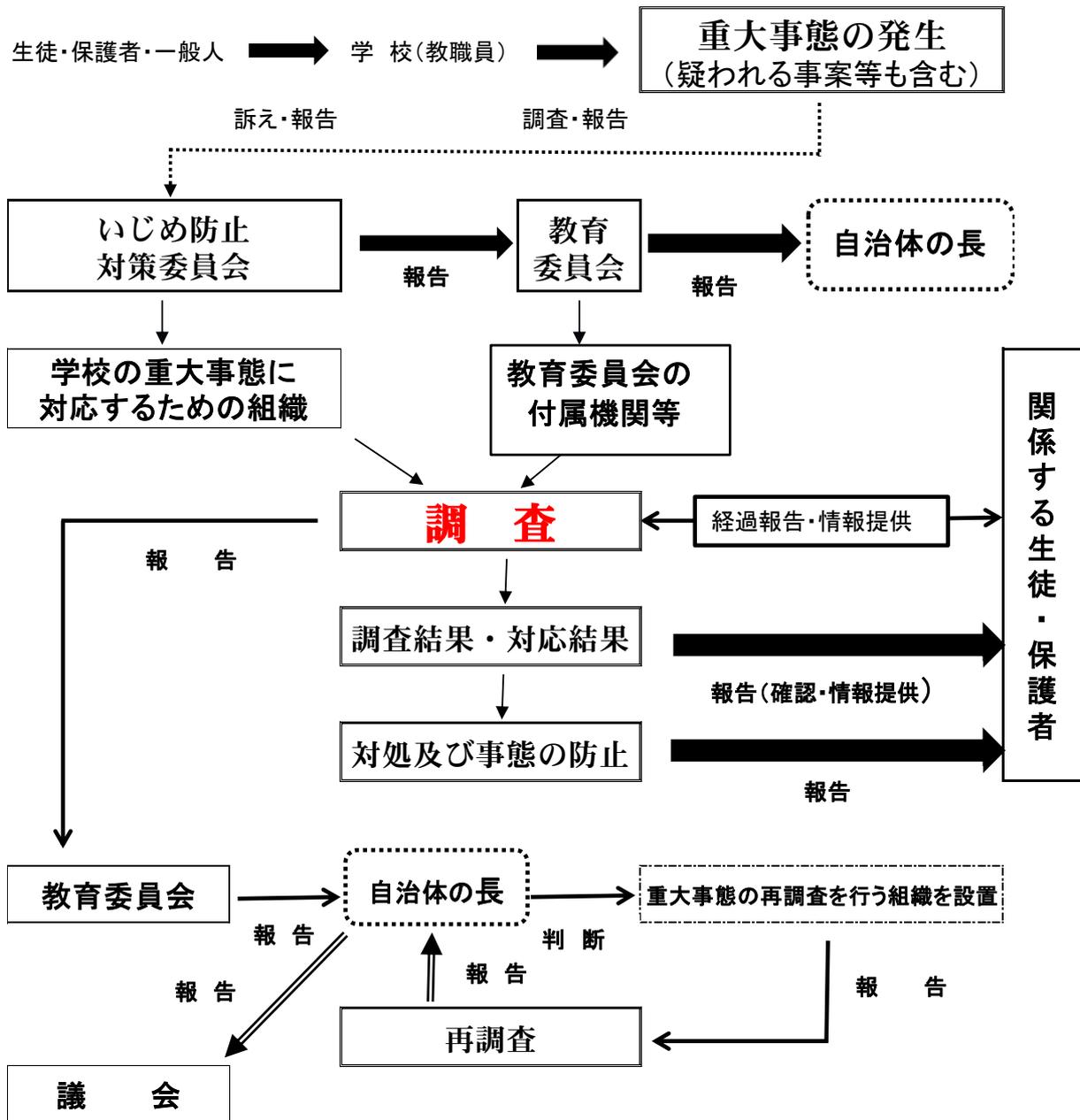
IV. 年間計画

4～7月	<ul style="list-style-type: none">・ 中学校および前年度からの申し送り事項による生徒の実態把握。・ 学年会、学年集会、1 学年オリエンテーション等、新入生歓迎球技大会等による生徒の実態把握・ (4月) 教育相談週間・ サイバー犯罪防止講話の実施・ 大型連休の過ごし方について全校生徒へ注意喚起・ 三者面談時におけるいじめ早期発見チェックリストの配布・ 心理検査および検査結果活用のための職員研修の実施・ 第1回拡大学年会における生徒の情報交換・ 学校評議員会①・ 学校保健委員会①
8月～12月	<ul style="list-style-type: none">・ 学年会、学年集会等による生徒の実態把握・ (9月) 教育相談週間・ 第2回拡大学年会における生徒の情報交換・ 学校評議員会②・ 学校保健委員会②
1月～3月	<ul style="list-style-type: none">・ 学年会、学年集会等による生徒の実態把握・ 学校評議員会③・ 学校保健委員会③・ 次年度の申し送り事項に係る生徒の情報交換

※月1回学校生活に関するアンケートを実施

※毎月第3水曜日「豊見城・小緑地区学校・警察連絡協議会」にて情報交換

重大事態発生時の対応展開



※重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態(本資料では自殺等重大事態と呼ぶ。)及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態(本資料では不登校重大事態と呼ぶ。)と定義されている(いじめ法第28条第1項)。

本指針では、学校において、重大事態の該当性判断が的確に行われるよう、重大事態の意義についての同法の所管官庁としての見解を示す。

(1) 重大被害の発生

重大事態となるためには、まず第一に、児童生徒に

○ 生命、心身又は財産に(対する)重大な被害(いじめ法第28条第1項第1号)

○ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている状態(同項第2号)が生じている必要がある。本指針では、これらを「重大被害」と総称し、特に前者の結果を「生命等被害」、後者の結果を「不登校」と呼ぶ。学校は、児童生徒に重大被害が発生したときは、必ず重大事態に該当するか否かの判断を行わなければならない。

学校における生徒観察の視点

場面等	観察の視点(変化に気づく)	
S H R	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える <input type="checkbox"/> 表情が暗くうつむきかげん	<input type="checkbox"/> 遅刻寸前の登校が増える <input type="checkbox"/> 出席確認時の返事の声が小さい
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる <input type="checkbox"/> 机・椅子が散乱している <input type="checkbox"/> 一人だけ遅れて教室に入る	<input type="checkbox"/> 涙を流した気配が感じられる <input type="checkbox"/> 周囲がざわついている <input type="checkbox"/> 机が別の位置にある
授 業 中	<input type="checkbox"/> 正しい返答を揶揄される <input type="checkbox"/> 頭痛腹痛を頻繁に訴える <input type="checkbox"/> 文字の筆圧が弱くなる <input type="checkbox"/> 不真面目な態度が目立つ	<input type="checkbox"/> ひどいあだ名で呼ばれる <input type="checkbox"/> グループ・班分けで孤立する <input type="checkbox"/> ぼんやり一人であることが多い <input type="checkbox"/> ふざけて質問をする
休 憩 時	<input type="checkbox"/> わけもなく階段を歩く <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室に来る <input type="checkbox"/> 集中してボールを当てられる <input type="checkbox"/> 保健室への来室が増える	<input type="checkbox"/> 一人であることが多い <input type="checkbox"/> 遊びの中に入れない <input type="checkbox"/> トイレに行く回数が多い <input type="checkbox"/> 悪ふざけをすることが多い
昼 食 時	<input type="checkbox"/> 弁当にイタズラされる <input type="checkbox"/> グループから外される	<input type="checkbox"/> 弁当を隠されたり食べられたりする <input type="checkbox"/> 好きなメニューを他人に譲る
清 掃 時	<input type="checkbox"/> 一人が残ることが多い <input type="checkbox"/> 清掃を一人でさせられるなど、嫌がる仕事を押しつけられる	<input type="checkbox"/> 目の前にゴミを捨てられる
放 課 後	<input type="checkbox"/> 服装の汚れ・破損がある <input type="checkbox"/> 急いで一人で帰宅する <input type="checkbox"/> 部活動に参加しなくなる	<input type="checkbox"/> 擦り傷や鼻血のあとがある <input type="checkbox"/> 用もないのに教室に残る <input type="checkbox"/> 他の子の荷物を持っている
動作・表情等	<input type="checkbox"/> おどおどした感じを与える <input type="checkbox"/> 寂しそうな表情をする <input type="checkbox"/> 委員や係等を辞退する <input type="checkbox"/> 乱暴な言葉遣いをする	<input type="checkbox"/> 視線を合わせようとしめない <input type="checkbox"/> 独り言をよく言う <input type="checkbox"/> 手イタズラが目立つ <input type="checkbox"/> 反抗的が増える
持 ち 物 服 装 容 儀 等	<input type="checkbox"/> 教科書にイタズラ書きがある <input type="checkbox"/> 靴、体育着等が隠される <input type="checkbox"/> 高価な物を持ってくる	<input type="checkbox"/> 掲示物を破られる <input type="checkbox"/> 急に携帯電話を使わなくなる <input type="checkbox"/> 目立つ服装をしってくる
そ の 他	<input type="checkbox"/> トイレ等に落書きを書かれる <input type="checkbox"/> 小動物に残虐行為をする	<input type="checkbox"/> 提出物が遅れる <input type="checkbox"/> 校則違反、問題行動をする

※ ○は強要によるもの

家庭用「いじめ早期発見チェックリスト」

日頃のお子さんの様子を見て、当てはまる項目に○印を付けて下さい。「○印の数が多くて気になる」「いつまでも好ましくない状態が続いて心配である」など有りましたら、**担任又は教育相談係**に相談して下さい。

番号	項目	チェック
1	登校をしぶるようになった。	
2	朝、起きるのが遅くなった。	
3	食欲がないといって、食事の量が減った。	
4	携帯電話を家族のいる前で使わなくなった。	
5	メール等を見たあと、不機嫌になるようになった。	
6	学校での出来事を話さなくなった。	
7	友人が変わった。	
8	友人と遊ぶことが少なくなった。	
9	お金を欲しがるようになった。	
10	物をなくしたり、壊したりすることが増えた。	
11	びくびくするようになった。	
12	自分の部屋にいる時間が増えた。	
13	小さな傷が増えた。	
14	質問されることをいやがるようになった。	
15	親が知らない人からの電話が増えたように感じる。	
16	携帯電話等の料金が高額になった。	
17	帰宅時刻が遅くなってきた。	
18	言葉遣いが荒くなった。	
19	買い与えていない物を持つようになった。	
20	金遣いが荒くなった。	

■学校の電話番号 : 098 (850) 5551

■学校のFAX番号 : 098 (856) 5715